



# 保証継続報告書

独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 藤江 一正



## 変更TOE

申請受付日（受付番号）	平成27年6月16日（IT継続5100）
認証番号	C0447
申請者	キヤノン株式会社
TOEの名称	Canon imageRUNNER ADVANCE C5900KB/C5200 Series 2600.1 model
TOEのバージョン	1.4
PP適合	IEEE Std 2600.1-2009
適合する保証パッケージ	EAL3及び追加の保証コンポーネントALC_FLR.2
開発者	キヤノン株式会社
評価機関の名称	みずほ情報総研株式会社 情報セキュリティ評価室

上記の変更TOEについて、以下のとおり保証継続の結果を報告します。

平成27年12月22日

技術本部

セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室

技術管理者 山里 拓己

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づき、  
変更TOEに対して保証継続の検証がされた。

- ① Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 4
- ② Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 4

## 認証結果：合格

「Canon imageRUNNER ADVANCE C5900KB/C5200 Series 2600.1 model」（変更TOE）は、独立行政法人情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証申請手続等に関する規程に従い、定められた規格に基づいて検証した結果、継続TOEとして、保証が継続されることを確認した。

# 目次

---

1	全体要約 .....	1
1.1	はじめに .....	1
1.2	保証継続識別 .....	1
1.2.1	変更TOE識別 .....	1
1.2.2	認証TOE識別 .....	1
1.2.3	認証TOEのST識別 .....	2
1.2.4	認証TOEの認証報告書識別 .....	2
1.3	保証継続の認証 .....	2
1.4	報告概要 .....	3
1.4.1	変更の記述 .....	3
1.4.2	変更された開発者証拠 .....	3
1.4.3	変更TOE添付ドキュメント .....	4
2	評価機関によるサブセット評価実施及び結果 .....	5
2.1	実施概要 .....	5
2.2	評価結果 .....	5
3	認証機関による保証継続実施 .....	6
3.1	実施概要 .....	6
3.2	認証実施 .....	6
4	結論 .....	7
4.1	認証結果 .....	7
4.2	注意事項 .....	7
5	用語 .....	8
6	参照 .....	9

# 1 全体要約

## 1.1 はじめに

この保証継続報告書は、認証済みのTOE「Canon imageRUNNER ADVANCE C5200 Series 2600.1 model バージョン1.3」（以下「認証TOE」という。）を変更した「Canon imageRUNNER ADVANCE C5900KB/C5200 Series 2600.1 model バージョン1.4」（以下「変更TOE」という。）の保証継続について、認証結果を申請者であるキヤノン株式会社に報告するものである。

本保証継続報告書の読者は、本書と共に、以下に示す認証報告書、認証TOEのST、及び変更TOEに添付されるマニュアル（詳細は「1.4.3 変更TOE添付ドキュメント」を参照のこと）を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、認証TOEのSTにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は変更TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本保証継続報告書は、変更TOEに対して、認証TOEと同じ保証レベルを与える保証継続についての認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

## 1.2 保証継続識別

### 1.2.1 変更TOE識別

本保証継続の対象とする変更TOEは以下である。

名称： Canon imageRUNNER ADVANCE C5900KB/C5200 Series  
2600.1 model  
バージョン： 1.4  
開発者： キヤノン株式会社

### 1.2.2 認証TOE識別

本保証継続の認証TOEは以下のとおりである。

認証番号： C0447  
認証日： 平成26年11月27日  
名称： Canon imageRUNNER ADVANCE C5200 Series 2600.1  
model  
バージョン： 1.3  
開発者： キヤノン株式会社  
保証レベル： EAL3及び追加の保証コンポーネントALC\_FLR.2

### 1.2.3 認証TOEのST識別

本保証継続の認証TOEのSTは以下のとおりである。

名称： Canon imageRUNNER ADVANCE C5200 Series 2600.1  
model Security Target  
バージョン： 1.08  
作成日： 平成26年8月7日  
作成者： キヤノン株式会社

### 1.2.4 認証TOEの認証報告書識別

本保証継続の認証TOEの認証報告書は以下のとおりである。

TOEの名称： Canon imageRUNNER ADVANCE C5200 Series 2600.1  
model  
バージョン： 1.3  
受付番号： IT認証4516  
認証番号： C0447  
作成日： 平成26年11月27日  
作成者： 独立行政法人情報処理推進機構  
技術本部 セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室

## 1.3 保証継続の認証

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「ITセキュリティ認証等に関する要求事項」[2]、「Assurance Continuity: CCRA Requirements」[3]に規定された内容に従い、認証機関はサブセット評価が必要であると判断し、評価機関によって変更TOEのCC/CEMに基づくサブセット評価が実施され、平成27年12月に「部分的評価報告書」[5]が提出された。認証機関は、「影響分析報告書」[4]（以下「IAR」という。）及び部分的評価報告書を検証し、変更TOEに対し保証が継続されることを確認した。認証機関はIAR及び部分的評価報告書に基づき本保証継続報告書を作成し、認証作業を終了した。

## 1.4 報告概要

### 1.4.1 変更の記述

#### 1) 認証TOEに対する変更

認証TOEの構成部品であるデジタル複合機（以下「MFP」という）は、以下の4機種  
種のいずれかである。

(機種1) iR-ADV C5255

(機種2) iR-ADV C5250

(機種3) iR-ADV C5240

(機種4) iR-ADV C5235

変更TOEでは、構成部品となり得るMFPの機種として、以下の4機種が追加された。

(機種5) iR-ADV C5955KB

(機種6) iR-ADV C5950KB

(機種7) iR-ADV C5940KB

(機種8) iR-ADV C5935KB

なお、(機種5)、(機種6)、(機種7)、(機種8) は、それぞれ(機種1)、(機種2)、(機種3)、(機  
種4)の外装の機種名を変更したものである。

上記変更に伴い、TOEの名称とバージョンが変更された。調達者が正しい変更  
TOEを入手したかどうかを確認できるようにするため、ガイドランスに対して変更が  
行われた。

#### 2) 認証TOEの開発環境に対する変更

上記の(機種5)、(機種6)、(機種7)、(機種8)の外装の変更のため、外装の部品を製造し、  
装着し、配付するための拠点が追加された。

(機種1)、(機種2)、(機種3)、(機種4)に関しては開発環境に対する変更はない。

### 1.4.2 変更された開発者証拠

TOEへの変更は、以前に認証TOEのために提出された開発者証拠の一部への変更  
を必要とした。変更された開発者証拠は、正確に識別され、改訂版が作成された。

## 1.4.3 変更TOE添付ドキュメント

変更TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

(和文名称)

- ・ imageRUNNER ADVANCE C5255/ C5255F/ C5250/ C5250F/ C5240/ C5240F/ C5235/ C5235F e-マニュアル [FT5-4550(000)]
- ・ iR-ADVセキュリティキット・C1 for IEEE2600.1 アドミニストレーターガイド [FT5-4548(020)]
- ・ 『ACCESS MANAGEMENT SYSTEM 拡張キット・B1』個別管理構成アドミニストレーターガイド [FT5-4550(000)]
- ・ HDDデータ暗号化キット ユーザーズガイド [FT5-2437(020)]
- ・ iR-ADV セキュリティキット・C1 for IEEE 2600.1 をお使いになる前にお読みください [FT5-4549(020)]

(英文名称)

- ・ imageRUNNER ADVANCE C5255/ C5250/ C5240/ C5235 e-Manual [FT5-4553(000)]
- ・ iR-ADV Security Kit-C1 for IEEE 2600.1 Common Criteria Certification Administrator Guide [FT5-4551 (030)]
- ・ ACCESS MANAGEMENT SYSTEM Individual Management Configuration Administrator Guide [FT5-4553(000)]
- ・ HDD Data Encryption & Mirroring Kit-C Series User Documentation [FT5-2440(030)]
- ・ Before Using iR-ADV Security Kit-C1 for IEEE 2600.1 Common Criteria Certification [FT5-4552 (030)]

## 2 評価機関によるサブセット評価実施及び結果

### 2.1 実施概要

評価者は、開発者が作成したIARを基に、開発環境の変更点を検証し、変更点に基づくサブセット評価を実施した。

評価者は、2015年8月に開発環境に変更のあったサイトを訪問し、記録及びスタッフへのヒアリングを実施して構成管理・配付・開発セキュリティの各ワークユニットに関するプロセスの施行状況の調査を行った。また、評価用提供物件の評価を実施した。

### 2.2 評価結果

評価者は、変更TOEが以下の保証コンポーネントに対応するワークユニットすべてを満たしていると判断した。

その結果、以下の保証コンポーネントについて「合格」判定がなされた。

- ・ AGD\_PRE.1
- ・ ALC\_CMC.3
- ・ ALC\_CMS.3
- ・ ALC\_DEL.1
- ・ ALC\_DVS.1

### 3 認証機関による保証継続実施

#### 3.1 実施概要

保証継続は、平成27年6月16日に申請を受け付けし、本保証継続報告書の完成をもって完了した。

#### 3.2 認証実施

開発者より提出されたIAR及び評価機関から提出された部分的評価報告書に基づき、TOEの変更により影響がないことを確認するために、以下の検証を実施した。

- ① TOEの変更に伴い変更する開発者証拠は妥当であること。
- ② TOEの変更内容に対する影響分析の過程及び結果が妥当であること。
- ③ 変更TOEについて適切なテストが実施されていること。  
(補足) 本保証継続では、TOEの動作に関する部分およびその実行環境の変更がないため、テストは不要であった。
- ④ 部分的評価報告書に示された評価者の評価判断の根拠が妥当であること。
- ⑤ 部分的評価報告書に示された評価者の評価方法がCEMに適合していること。



## 4 結論

### 4.1 認証結果

提出されたIARを検証した結果、認証機関は、本変更TOEにおいても認証TOEのEAL3及び追加の保証コンポーネントALC\_FLR.2に対する保証要件を満たしており、変更TOEに対する保証への影響がないことを確認した。また、変更の内容より、レグレッションテストが不要であることを確認した。

### 4.2 注意事項

特になし。

## 5 用語

本保証継続報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
IAR	Impact Analysis Report
MFP	Multifunction Product
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation

本報告書で使用された用語を以下に示す。

IAR	影響分析報告書。認証TOEへの変更の影響分析が記録された報告書を表す。
継続TOE	認証TOEに対して継続プロセスを経て以前の認証の適用が認められた変更TOEをいう。認証TOEに対して与えられた同じ保証が、継続TOEにも適用される。
認証TOE	評価され認証書が発行されたTOEのバージョンのことをいう。
変更TOE	認証TOEに対して、変更が加えられた異なるバージョンをいう。

## 6 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成27年6月 独立行政法人情報処理推進機構 CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証等に関する要求事項 平成27年10月 独立行政法人情報処理推進機構 CCM-02
- [3] Assurance Continuity : CCRA Requirements Version 2.1 June 2012
- [4] Canon imageRUNNER ADVANCE C5200 Series 2600.1 model 影響分析報告書 Version 1.05 2015年11月2日 キヤノン株式会社
- [5] Canon imageRUNNER ADVANCE C5900KB/C5200 Series 2600.1 model 評価報告書 第2版 (1384761-01-R003-02) 2015年12月9日  
みずほ情報総研株式会社 情報セキュリティ評価室